

「A I と著作権に関する考え方について（素案）」に対する意見書

2024年（令和6年）2月16日

日本弁護士連合会

文化審議会著作権分科会法制度小委員会の「A I と著作権に関する考え方について（素案）」（以下「本素案」という。）に対し、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 本素案のとおり、A I の問題について現時点における著作権法上の論点と解釈指針を示すことに基本的に賛成である。ただし、今後のA I 技術の発展、これに伴うA I 開発事業者、A I 利用者、創作者、著作権者等の関係者の利益状況及び各国の対応状況等に注意を払い、必要な場合には速やかに立法的措置を講じることができるように検討を継続すべきである。
- 2 A I と著作権の問題を検討するにあたって、既存の著作権法上の考え方との整合性を考慮し、また、著作権法第30条の4について、平成30年改正法及び同条の規定の趣旨を踏まえて要件解釈を行うとする本指針の基本的立場に賛成である。
- 3 いわゆる「潜称著作物問題」についても、著作権法第121条の適用を含め対応の検討を進めることが必要である。

第2 意見の理由

- 1 A I と著作権の問題について、論点整理及び解釈指針の必要性
 - (1) 日本では、デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物の利用環境の変化等を受け、これまでに権利制限規定の整備を内容とする著作権法の改正が行われてきた。平成30年著作権法改正では、I o T ・ビッグデータ・人工知能（A I ）等の「第4次産業革命」に関する技術を活用したイノベーション創出のニーズから、従来の条文を整理統合した上で、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用を一定の要件のもとで権利制限の対象とする著作権法30条の4が創設された。

その後約6年が経過し、A I 技術は目覚ましい発展を遂げており、利用者の指示に基づき、テキスト、画像、音声、映像等のコンテンツを様々なレベルの自律性をもって生成する「生成A I 」の登場によって、汎用的かつ高品

質なコンテンツが大量に制作可能となった。また、生成A Iの基盤モデルの公開や生成A Iサービスの展開により、生成A Iは、事業者のみならず一般のユーザーによる幅広い利用が可能な状況となった。

生成A Iは、様々な分野で革新をもたらすことが期待される一方で、人間が創作するものと見劣りしない品質のコンテンツを桁違いの規模とスピードで生成することができ、その開発や利用によって平成30年著作権法改正時には十分に議論されていなかった著作権法上の問題点も顕在化している。そのような中で、生成A Iの開発・利用が著作権侵害となるかについて、A Iの発展を推進する立場及び創作者や著作権者の不利益を憂慮する立場の双方から様々な意見が述べられているところである。

もちろん、A Iと著作権の問題をめぐる法の解釈・適用については、最終的には個別具体的な事案に応じて行われる司法判断によるべき事項ではある。もっとも、今までにA Iとの関係で著作権法30条の4の解釈・適用が問題となった裁判例はなく、このまま判例の蓄積を待っているのは、著作権者、A I開発事業者及びA I利用者にとって、法的な予見可能性が低い状態が続いてしまうことも懸念される。

そこで、政府による一種のガイドラインとして、本素案のとおり論点整理と解釈指針を示すことには、一定の意義があると考えられ、基本的に賛成である。

(2) ところで、生成A Iの開発・利用は、インターネットを通じて、世界的規模で行われるものであり、また、生成A I及びその生成コンテンツは、国際的な流通が容易であって、世界中に影響を及ぼし得るところである。

この意味でA Iに国境はないのであり、A Iと著作権の問題は、国際的に共通の考え方やルールとの整合性を確保していく必要があるところ、欧州連合（EU）がA I規則（AI Act）において生成A Iについての規制創設を検討しているように、A Iについては、世界各国でも様々なルール作りが検討され、進められている。

そのため、A Iと著作権の問題を検討するにあたっては、各国の動向も十分に考慮すべきである。

(3) また、A Iの開発・利用について、どのような行動指針が重要となるかについては、国際社会の中でソフト・ローが形成されて浸透していくことも期待されるころではあるが、これより先にA I技術が飛躍的に進歩していく可能性も否定できない。

そこで、A Iと著作権の問題については、各国の動向やさらなるA I技術

の発展、これに伴う関係者の利益状況等に注意を払い、必要な場合には速やかに立法的措置を講じることができるように検討を継続すべきである。

2 本素案における解釈指針上の基本的立場について

- (1) 著作権法は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的としている（著作権法第1条）。かかる目的は、A Iの開発・利用の段階でも妥当するものであり、そのため、既存の著作権法上の考え方との整合性は、A Iの問題でも考慮されなければならない。

また、著作権法第30条の4は、上記のとおり、I o T・ビッグデータ・A Iなどの技術革新により、大量の情報を集積し、組み合わせ、解析することで付加価値を生み出す新しいイノベーション創出のニーズがある中で導入された規定であるが、その権利制限の正当化根拠は、情報解析をはじめとする著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為が著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権者の利益を通常害するものではないと考えられるとの点にあるとされている。かかる著作権法第30条の4及び平成30年著作権法改正の趣旨については、現在も別異に解する理由はなく、A Iと著作権の問題を検討するにあたっても前提とされるべきである。

したがって、A Iと著作権の問題を検討するにあたって、既存の著作権法上の考え方との整合性を考慮し、また、著作権法第30条の4について、平成30年改正法及び同条の規定の趣旨を踏まえて要件解釈を行うとする本指針の基本的立場に賛成である。

- (2) なお、本素案では、著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されたとしても、その生成・利用は著作権侵害とはならず、著作権法第30条の4但書「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」にも該当しないとしつつ（本素案20頁）、特定のクリエイターの作品のみを学習データとして追加的な学習を行うことで、当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成することを可能とする行為（いわゆる「作風」の模倣）については、単なるアイデアの模倣にとどまらず、表現のレベルにおいても、当該作品群には共通する創作的表現（表現上の本質的特徴）があると評価できる場合もある旨の指摘もなされている（本素案17頁～18頁、同20頁）。また、本素案では、いわゆる海賊版等の権利侵害複製物をA I学

習のため複製することについて、特に、ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行うといった行為は、厳にこれを慎むべきものであるとした上で、事案によっては、規範的に行為主体を認定することによって、AI開発事業者又はAIサービス提供事業者に侵害責任が問われる可能性があることが示唆されている（本素案23頁～24頁）。

これらの点については、いわゆる表現上の本質的特徴が維持されていない場合でも特定のクリエイター又は著作物に対する需要がAI生成物によって代替されてしまうような事案が生じる場合、著作権法第30条の4但書に該当し得るとする意見や、海賊版等の権利侵害複製物である旨の認識を有しながら、又はその認識を有しないが通常有すべきであったにもかかわらず、当該権利侵害複製物をAI学習に用いるため著作物の複製等を行った場合には著作権法第30条の4但書への該当可能性を高める要素となるとの意見も出されており、様々な立場から関心が寄せられている重要論点の一つだと考えられる。そこで、今後も技術の進展やクリエイターへの影響を注視しつつ、必要な場合には速やかに立法的措置を講じることができるよう検討を継続すべきである。

また、アイデアと創作的表現の区別については、具体的事案に応じてケースバイケースで判断されるものであって、その境界は必ずしも明確ではないことにも留意すべきである。

3 いわゆる「僭称著作物問題」について

人間による指示に何ら創作意図や創作的寄与がなく、AIが自律的に生成した単純なAI生成物は、機械的作業の結果に過ぎないため、基本的には著作物性が認められないとされている。

ところが、生成AIでは、人間の創作物と見分けのつかない情報が生成可能となっており、そのため、AIが生成したものであるため著作物と認められないコンテンツについて、人間が創作したものであると明示又は黙示に僭称されるという問題が生じ得る（いわゆる「僭称著作物問題」）。

このような行為が許され僭称が発覚しないままとなれば、著作権で保護されないものが保護され、実在しない著作者又は著作者でない者に著作者人格権が与えられるという形となってしまう、しかも著作者が実在しない場合には、権利の存続期間もさらなる虚構を重ねることとなってしまう。また、生成AIでは人間より遥かに高い生産性で創作物が生成可能となっており、AI利用者

よる情報独占も懸念される。さらに、僭称が発覚した場合には、僭称されたコンテンツのライセンス契約やビジネススキームが崩壊する恐れも生じる。

以上からすると、僭称著作物問題については、本素案においても債務不履行責任や不法行為責任等の民法上の責任及び詐欺罪の成立可能性について言及されているところではあるが（本素案35頁～36頁）、著作権制度の根幹に関わり、かつ、著作権関連ビジネスにも重大な影響を与え得るものであると考えられるため、今後、重要問題として位置付けた上で議論を継続することが意識されるべきである。

なお、著作権法第121条は、著作者でない者の名を著作者と僭称して複製物を頒布することを罰しているが、著作物でないAI生成物に同条が適用されるかは解釈若しくは法改正に委ねられるところ、僭称著作物問題の検討にあたっては、この著作権法第121条についても議論の対象となると考えられる。

以上